

7 消安第 5479 号
令和 8 年 1 月 9 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格の設定等に係る諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 法第 2 条第 3 項の規定に基づき、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼを飼料添加物として指定すること。
- 2 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの製造の方法等の基準及び成分の規格等を設定すること。